

学童クラブ利用選考基準

1 基準指数

(令和6年度)

番号	保護者の状況		基準指数	
	類型	細目		
1	児童の両親がいない場合で、保護者が就労、疾病等のため適切な育成をすることができないとき、又は児童福祉の観点から区長が特に必要と認める場合		100	
2	就労	平日に週40時間以上かつ平日昼間のうち5時間の就労を常態としているもの	65	
3		平日に週32時間以上かつ平日昼間のうち5時間の就労を常態としているもの	60	
4		平日に週35時間以上かつ平日昼間のうち4時間以上の就労を常態としているもの	60	
5		平日に週24時間以上かつ平日昼間のうち5時間の就労を常態としているもの	55	
6		平日に週28時間以上かつ平日昼間のうち4時間以上の就労を常態としているもの	55	
7		平日に週30時間以上かつ平日昼間のうち3時間以上の就労を常態としているもの	55	
8		平日に週21時間以上かつ平日昼間のうち4時間以上の就労を常態としているもの	50	
9		平日に週24時間以上かつ平日昼間のうち3時間以上の就労を常態としているもの	50	
10		平日に週25時間以上かつ平日昼間のうち2時間以上の就労を常態としているもの	50	
11		平日に週18時間以上かつ平日昼間のうち3時間以上の就労を常態としているもの	45	
12		平日に週20時間以上かつ平日昼間のうち2時間以上の就労を常態としているもの	45	
13		平日に週15時間以上かつ平日昼間のうち2時間以上の就労を常態としているもの	40	
14		平日昼間の間の就労を常態としているもので番号2から13までに該当しないもの		35
15		番号2から14までに該当していることを確認することができないもの		30
16	出産	出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ2月（出産後のみの利用の場合は、出産日の属する月、その翌月及び翌々月）以内のもの	60	
17	疾病	入院 入院開始日から1月以上の場合	65	
18		居宅内	寝たきりの場合	65
19			常時安静又は週3日以上通院若しくは通所を要する場合	60
20			番号18及び19以外の一般療養の場合	55
21	心身障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度を保持するもの		65
22		身体障害者手帳3級、4級、5級若しくは6級、精神障害者保健福祉手帳3級若しくは愛の手帳4度を保持するもの又はその他の障害認定を受けたもの		60
23	介護・看護	居宅外 介護、看護又は通院等の付添いをするもの（番号2から14までを準用する。）	35～65	
24		居宅内 常時介護又は看護をするもの	60	

備考

- 平日とは、月曜日から金曜日までをいう。
- 昼間とは、午後1時から午後6時までとする。
- 就学又は技能習得は、就労に準ずるものとして取り扱う。
- 夜間就労(午後9時から翌日午前6時までの就労をいう。以下同じ。)をしている保護者が日中に休息をとる場合は、当該夜間就労の時間を日中における就労時間に換算するものとする。
- 保護者が複数いる場合には、それぞれの保護者について該当する指数のうち低い方の指数を適用する。
- 居宅外の介護、看護等に要する時間は、就労時間に相当するものとして取り扱う。
- 番号15は、自営(自営であることが分かる書類を提出したものを除く。)について、適用する。

## 2 調整指数

番号	類型	細目	調整指数
1	世帯調整	ひとり親家庭であるとき。	10
2		保護者が別居し、かつ、協議離婚、調停離婚、審判離婚又は裁判離婚に係る手続を行っているとき。	7
3	学年調整	小学校1年生であるとき。	20
4		小学校2年生であるとき。	6
5	特別支援児童調整	身体障害者手帳1級、2級若しくは3級又は愛の手帳を保持しているとき。	25
6		身体障害者手帳4級、5級若しくは6級又は精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級を保持しているとき。	23
7		特別支援学級に在籍しているとき。	20
8	通学区域調整	小学校内の学童クラブを利用する当該小学校の1年生であって、当該小学校の通学区域内に居住しているとき。	5
9	土曜日勤務調整	保護者が月2日以上土曜日（午前8時から午後7時までの時間帯で5時間以上）の就労を常態とし、かつ土曜日育成をしている学童クラブを希望する場合。	5
10	育成料滞納調整	育成料を3か月以上滞納しているとき（既に当該滞納に係る納付を開始しているものを除く。）。	-11

### 備考

- 調整指数は、各細目に該当するものが複数ある場合は、当該調整指数を合算して算出するものとする。
- ひとり親家庭とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(平成元年墨田区条例第33号)第2条第2項に規定するひとり親家庭をいう。
- 番号2は、裁判所又は弁護士の実証をもって加点の対象とする。
- 特別支援児童に係る利用の可否は、区長が別に定めるところにより設置する墨田区学童クラブ利用審査会において決定するものとする。
- 保護者が複数いる場合の番号9の適用については、全ての保護者が当該要件を満たす場合に限る。

## 3 優先順位の判定方法

利用の承認は、基準指数と調整指数とを合算した指数が高い者から順に行うものとする。この場合において、当該合算した指数が同一である者が複数ある場合は次に掲げる順に優先順位を判定する。

- 平日午後1時から午後6時までのうちの就労時間が長い者
- 一方の親が単身赴任である者
- 基準指数が高い者
- 帰宅時間(在職証明書の勤務終了時間に通勤時間を加えたものをいう。)が遅い者。ただし、日ごとに異なる場合は、1週間の平均とする。
- 調整指数10(育成料滞納調整)に該当しない者
- 協議離婚に係る手続を行っている者(弁護士の証明がない場合に限る。)